

鹿児島県介護事業所等サービス継続支援事業費補助金Q&A

No	質問	回答
1	(令和4年度に生じた費用分のみ) 施設内療養費について、所要額が基準額を上回る場合でも基準額内で申請する必要がありますか。	特別な事情により基準単価を超える必要がある場合については、国と個別協議を実施し、認められれば基準単価の上乗せを行うことができます。
2	施設内療養の際に必要な体温計、血圧計、ゾーニング費用などは補助の対象となりますか。	体温計、血圧計等の備品や、ゾーニングに係る費用は補助対象外です。(施設内療養は使途制限はありません)。
3	布テープ、養生テープは補助の対象となりますか。	防護具着用のために使用するものは対象となります。(ゾーニング用やエリア分け用は対象外となります。)
4	陽性者の発生時に、衛生用品が不足したため、他の法人や施設から一時的に借用した物品について、後ほど返還するために購入した場合は補助の対象となりますか。	在庫の不足が見込まれるが購入では間に合わず、一時的に外部から借用し後日購入したもので返還する場合も、対象となります。
4	使い捨て食器やビニールエプロンの購入は、対象経費となりますか。	感染防止のために使用するのであれば対象となります。
5	危険手当は補助の対象となりますか。	感染者の発生に伴い、追加的な業務が生じた職員に対して支払う特別手当であれば、補助対象として差し支えありません。 なお、法人の規定で定めているか確認します。
6	感染期間中に購入した衛生用品はすべて補助の対象となりますか。	期間内に使用したものについては対象となります。明らかに備蓄に回った分は対象とはなりません。

No	質問	回答
7	<p>(令和4年度に生じた費用分のみ)</p> <p>高齢者施設等における施設内療養に関するさらなる追加支援等について、追加補助の限度額(小規模施設等 200 万円/1 施設, 大規模施設等 500 万円/1 施設)は補助単価に上乘せするものであるという認識で良いですか。</p>	<p>施設内療養費 200 万円・500 万円も基準単価の枠を使用し, はみ出る部分について個別協議を行います。</p> <p>(例)</p> <p>定員 25 名の介護老人保健施設で 4 月 8 日以降に施設内療養(15 名が 15 日間)を行った場合。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基準単価 38 千円 × 25 名 = 950 千円 ・対象経費 <ul style="list-style-type: none"> a 衛生用品 500 千円 b 施設内療養費 150 千円 × 15 名 = 2,250 千円 c 施設内療養(更なる追加支援) 150 千円 × 15 名 = 2,000 千円(上限) <p>a + b + c = 4,750 千円となり, 基準単価 950 千円を超えるので個別協議対象となる。</p>